

綾瀬市社会福祉協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、綾瀬市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の運営の円滑化に資し、もって地域福祉の向上を図るための、事務事業の実施に必要な経費に対し補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助対象経費は、協議会の運営及び事業に要する経費のうち、別表に定めるものとする。

2 別表の補助区分に定める事業以外に、新たに新規事業等を行う場合は事業の内容、必要性等を審査した上で、補助の可否及び補助率を決定するものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、補助率により算出された額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を限度として予算の範囲内で定める。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付申請の期限は、その年度の4月末日迄とする。

(補助金の支出及びその時期等)

第5条 補助金は4月、6月、9月、11月の分割交付とし、その交付時期及び交付額は補助金交付決定通知書（第1号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第6条 規則第12条第1項に規定による実績報告書の提出は、5月末日までに提出するものとする。

2 規則第12条第1項第2号に規定する、その他市長が必要と認める書類は、補助金使途明細書（第2号様式）とする。

(補助金額の確定)

第7条 事業終了後、補助所要額が交付額を上回った場合は、交付した額を補助金の額とする。

2 補助所要額が交付額を下回った場合は、社会福祉協議会補助金変更承認申請書

(第3号様式)に当該年度の補助金交付決定通知書の写しと補助金の使途が明らかになる書類を添付して提出し、事業終了後60日以内に差額分を返還しなければならない。

(経費事務等)

第8条 協議会は、補助事業に係る経費についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のありました 年度社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条の規定により、次のとおり決定しました。

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) 補助事業を中止、廃止又は変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助金額及び支払期日

4月	日	円
6月	日	円
9月	日	円
11月	日	円

第2号様式（その1）（第6条関係）

補助金使途明細書

1 総括

事業区分	補助対象事業	総事業費 (A)	補助対象外(B)				補助対象金額 (C = A - B)	補助交付額
			国	県	その他1	その他2		
職員人件費	給料							
	職員手当							
	職員厚生費							
事業費	社会福祉大会							
	福祉ふれあいまつり							
	福祉レクリエーション大会							
	ボランティアセンター運営事業							
	地区社協推進事業							
	地区社協強化推進事業							
	日常生活自立支援事業							
	法人後見事業							
	サービスセンター事業							
計								

※ その他1 事業収入等

※ その他2 経理区分間繰入金支出

第2号様式（その2）（第6条関係）

（2）事業費

ア 事業の内容

事業の名称		事業の運営体制		
事業の開始年度				
事業の実施方法		活動状況	参加人員	備考
年間開催回数				
参加延人員		総事業費	円	

イ 事業費の執行状況

経費名	支出額	積算の内訳
合計	円	

第3号様式（第7条関係）

社会福祉協議会補助金変更申請書

年 月 日

（あて先）綾 瀬 市 長

申請者

所在地

名 称

代表者

印

平成 年 月 日付で、交付決定を受けた平成 年度綾瀬市社会福祉協議会補助金について次のとおり変更したいので申請します。

1 変更の内容

変更前 円

変更後 円

2 変更の理由

3 添付書類

別表（第2条、3条関係）

補助区分	対象経費	補助率及び算出内訳
<ul style="list-style-type: none"> ・ 給料 ・ 職員手当等 ・ 職員厚生費 	社会福祉協議会定款に定める職員で市が認めた職員にかかる経費	対象経費から国、県の助成金等を控除した額とする。ただし、時間外手当については予算の範囲内で市長が定める額とする。
社会福祉大会	事業にかかる謝礼等の経費で市が認める経費	対象経費の4分の1以内の額を限度に予算の範囲内の額とする。
福祉ふれあいまつり	事業にかかる委託料及び使用料等で市が認める経費	同上
福祉レクレーション大会	事業にかかる謝礼等の経費で市が認める経費	同上
ボランティアセンター運営事業	事業にかかる賃金等の経費で市が認める経費	同上
地区社協推進事業	事業等にかかる助成金等の経費で市が認める経費	同上
地区社協推進事業 (地区社協強化推進事業)	同上	予算の範囲内で市長が定める額とする。
日常生活自立支援事業	事業にかかる賃金等の経費で市が認める経費	対象経費から県の委託料を控除した額とする。ただし、予算の範囲内で市長が定める額とする。
法人後見事業	同上	対象経費から県社協の負担額を除いた額とする。ただし、予算の範囲内で市長が定める額とする。
サービスセンター事業	事業にかかる賃金等の経費で市が認める経費	対象経費の2分の1以内の額を限度に予算の範囲内の額とする。